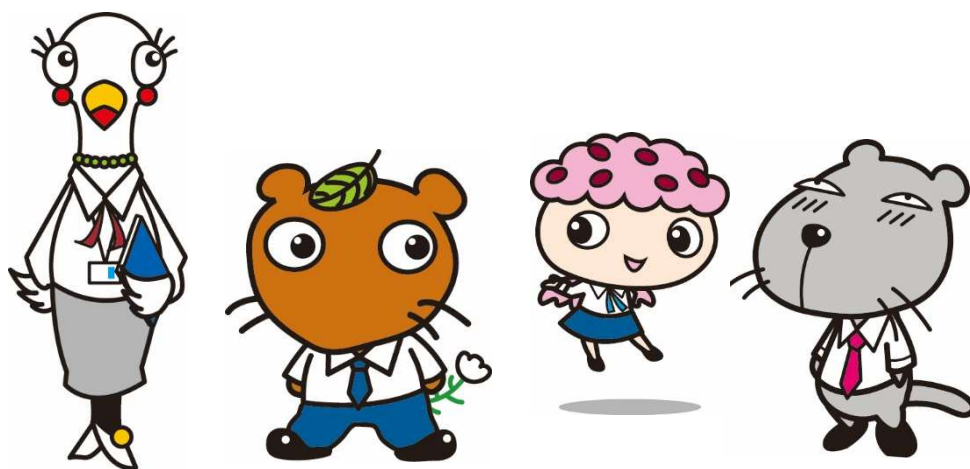


令和7年度

市税のあらまし



羽生市企画財務部税務課

目次

	頁
序章 税とくらし	1
第1章 財政のあらまし	2
第2章 市税の種類と収入	3
第3章 市税のあらまし	5
1 個人住民税（市民税＋県民税）	5
所得の種類	8
所得控除額の一覧表	9
配偶者控除・配偶者特別控除 控除額一覧表	11
税額控除額の一覧表	12
2 法人市民税	13
3 固定資産税	15
土地に対する課税	16
家屋に対する課税	20
償却資産に対する課税	24
4 都市計画税	26
5 軽自動車税	27
6 市たばこ税	32
7 入湯税	33
第4章 国民健康保険税	34
第5章 市税・国民健康保険税の納付	42
第6章 市税の窓口案内	47
市税に関する主な証明	48
税証明書を請求される皆様へ（本人確認について）	49

税とくらし

今日、私たちの生活は国や地方公共団体（行政）と深く結びついています。

道路、公園、図書館、公民館などの公共施設や、教育、社会福祉、衛生、公安、消防などの公共サービスは、私たちが安全で豊かな生活を送るために、なくてはならないものです。

このような活動に必要な経費を、私たちは『税金』という形で負担しています。

税金は、民主主義国家の国民にとって、豊かで健康的な社会生活を営むための、いわば会費であるといえます。

憲法第30条には、「国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負う。」との規定があり、勤労の義務、教育の義務とともに国民の三大義務と呼ばれています。

また、憲法第84条では、法律によってのみ税金を納め、法律によらない課税を受けることはないという国民の権利を保障しています。

つまり、国民は、法律で定められた税額を下回って納税を済ませることができないという義務と同時に、法律で定められた税額を上回って課税されないという権利を持っているわけです。

この【市税のあらまし】は、羽生市で課税している税金（地方税）について、令和7年6月現在の概要を説明したものです。

市税は市の貴重な財源として、公共施設や市民サービスなどに様々な形で使われています。

この冊子により、皆様の市税に対するご理解が深まれば幸いです。

第1章 財政のあらまし

1 歳入（令和7年度当初予算）

市の歳入は、市民の皆さんに納めていただく市税を中心とした自主財源と、国や県からの支出金などの依存財源からなっています。

令和7年度の一般会計予算は、212億7,800万円となっており、このうち歳入予算では、市税が78億4,270万円で、歳入の36.8%を占めています。

2 歳出（令和7年度当初予算）

歳出については、生活扶助、自立支援、子育て支援などに使われる民生費が一番大きく、次いで市税・選挙・統計や市民サービスの全般的な管理などに使われる総務費、市債等の返済の公債費、道路の整備・改修、公園の整備などに使われる土木費、学校教育や生涯学習活動と関連する施設整備などに使われる教育費、健康増進・疾患予防・環境保全・清掃などに使われる衛生費などとなっています。

第2章 市税の種類と収入

1 市税の種類

◆ 普通税・・・納められた税金をどのような仕事にも使える税金

(1) 個人市民税

個人の前年の所得に対してかかる税で、均等割と所得割で構成

(2) 法人市民税

法人の所得に対する法人税を基にかかる税で、均等割と法人税割で構成

(3) 固定資産税

土地・家屋・償却資産に対してかかる税

(4) 軽自動車税

オートバイ・軽四輪・耕うん機等の所有に対してかかる税

(5) 市たばこ税

卸売販売業者等が市内の業者に売り渡したたばこに対してかかる税

◆ 目的税・・・納められた税金の使いみちが特定されている税

(6) 都市計画税

市街化区域内の土地・家屋に対してかかる税

(7) 入湯税

鉱泉浴場における入湯に対してかかる税

(8) 国民健康保険税

国民健康保険に加入している人のいる世帯主に対してかかる税

2 市税(令和 7 年度当初予算)

税目	金額（単位：千円）	構成比
市民税（個人・法人）	3,028,789	38.62 %
固定資産税	3,902,245	49.75 %
国有資産等所在市町村交付金	9,128	0.12 %
軽自動車税（種別割・環境性能割）	179,949	2.29 %
市たばこ税	363,033	4.63 %
都市計画税	348,012	4.44 %
入湯税	11,550	0.15 %
計	7,842,706	100.0 %
国民健康保険税	1,008,327	***

第3章 市税のあらまし

《 住民税とその種類 》

住民税とは、市民税と県民税を合わせたもので、私たちの身近な日常生活に関わる様々な仕事を行うための重要な財源として、その地域に住む住民の方の所得に応じて負担していただく税金です。

1 個人住民税（市民税＋県民税）

（１）納税義務者

納める人	納めるべき税	
	所得割額	均等割額
市内に住所がある人	○	○
市内に住所はないが、事務所、事業所 又は家屋敷がある人	—	○

※市内に住所があるかどうか、また、家屋敷などがあるかどうかは、その年の1月1日現在（これを「賦課期日」といいます。）の状況で判断します。

（２）税額の算出方法

個人住民税額＝所得割額＋均等割額

- ① **所得割**・・・所得割は、前年中（1月～12月）の合計所得金額を基に計算されます。計算方法は、おおよそ所得税と変わりませんが、控除の種類や控除額、税率が異なります。

$$(\text{所得金額} - \text{所得控除額}) \times \text{税率} - \text{税額控除額} = \text{所得割額}$$

- ② **均等割**・・・住所のある人、事務所を置いている人が納税します。

市 民 税 3,000 円

県 民 税 1,000 円

合 計 4,000 円

- ③ **森林環境税**・・・国内に住所を有する個人に対して課される国税で、個人住民税と併せて1人年税額 1,000 円課税されます。

(3) 税率

10%（市民税 6%、県民税 4%）

(4) 個人住民税が課税されない人

均等割も所得割もかからない人

- ① 生活保護法により生活扶助を受けている人
- ② 障がい者、未成年者、ひとり親又は寡婦で、前年中の合計所得金額が、135万円以下の人

均等割のかからない人

- ① 同一生計配偶者又は扶養親族のいない人
・・・前年中の合計所得金額が38万円以下の人
- ② 同一生計配偶者又は扶養親族のいる人
・・・前年中の合計所得金額が
 $28\text{万円} \times \{1 + \text{扶養人数（同一生計配偶者含む）}\} + 26\text{万}8\text{千円}$ 以下の人

所得割のかからない人

- ① 同一生計配偶者又は扶養親族のいない人
・・・前年中の総所得金額等が45万円以下の人
- ② 同一生計配偶者又は扶養親族のいる人
・・・前年中の総所得金額等が
 $35\text{万円} \times \{1 + \text{扶養人数（同一生計配偶者含む）}\} + 42\text{万円}$ 以下の人

(5) 納税方法

① 普通徴収

年税額を4期（6月、8月、10月、1月）に分けて、納税通知書で納付します。納税通知書は、6月上旬に納税義務者あてに送付します。

② 給与からの特別徴収

（平成27年度から給与所得者の個人住民税の特別徴収を徹底しています。）

年税額を毎月（6月から翌年5月までの12か月）の給与から天引きし、給与の支払者が納付します。税額決定通知書は、5月末までに給与の支払者を通じて送付します。

③公的年金からの特別徴収

65歳以上の年金受給者の方で、年金所得に係る個人住民税を、年金の受給時（4月、6月、8月、10月、12月、2月）に天引きし、年金の支払者が納付します。税額決定通知書は、6月上旬に納税義務者あてに送付します。

《 所 得 の 種 類 》

所 得 の 種 類			所 得 金 額 の 計 算 方 法
1	利子所得	公債、社債、預貯金 などの利子	収入金額＝利子所得の金額
2	配当所得	株式や出資の配当 など	収入金額－株式などの元本取得のために要し た負債の利子＝配当所得の金額
3	不動産所得	地代、家賃、権利金 など	収入金額－必要経費＝不動産所得の金額
4	事業所得	事業をしている場合 に生じる所得	収入金額－必要経費＝事業所得の金額
5	給与所得	サラリーマンの給料 など	収入金額－給与所得控除額又は 特定支出控除額＝給与所得の金額
6	退職所得	退職金、一時恩給 など	$(収入金額－退職所得控除額) \times 1 / 2$ ＝退職所得の金額
7	山林所得	山林を売った場合に 生じる所得	収入金額－必要経費－特別控除額 ＝山林所得の金額
8	譲渡所得	土地などの財産を 売った場合に生じる 所得	収入金額－資産の取得価格などの経費 －特別控除額＝譲渡所得の金額
9	一時所得	クイズに当たった場 合などに生じる所得	収入金額－必要経費－特別控除額 ＝一時所得の金額
10	雑所得	公的年金等、原稿料 など他の所得に当て はまらない所得	次の①と②の合計額＝雑所得の金額 ① 公的年金等の収入金額－公的年金等控除額 ② ①を除く雑所得の収入金額－必要経費

所得控除額の一覧表

控除の種類	控除額		
雑損控除	(実質損失額－総所得金額等の10%)又は(災害関連支出の金額－5万円)のうちいずれか多い金額		
医療費控除	医療費の実質負担額－(10万円と総所得金額等の5%のいずれか少ない金額) (限度額200万円) ※セルフメディケーション税制を選択する場合 特定一般用医薬品等購入費－12,000円(限度額88,000円)		
社会保険料控除等	支払金額		
生命保険料控除	支払金額		控除額
	新契約	～12,000円	全額
		12,001円～32,000円	支払金額の1/2+6,000円
		32,001円～56,000円	支払金額の1/4+14,000円
		56,001円～	28,000円(限度額)
	旧契約	～15,000円	全額
		15,001円～40,000円	支払金額の1/2+7,500円
		40,001円～70,000円	支払金額の1/4+17,500円
		70,001円～	35,000円(限度額)
	一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額(限度額70,000円)一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれの算式により計算した控除額の合計額(限度額28,000円)		
地震保険料控除	地震	支払金額の1/2に相当する額を控除(限度額25,000円)	
	旧長期損害	支払金額	控除額
		～5,000円	全額
		5,001円～15,000円	支払金額の1/2+2,500円
		15,001円～	10,000円(限度額)
	地震保険と旧長期損害保険の両方がある場合はその合計額(限度額25,000円)		

控 除 の 種 類		市・県民税 控除額	所得税との 人的控除差
基礎控除	合計所得が 2,400 万円以下	43 万円	5 万円
	合計所得が 2,400 万円超 2,450 万円以下	29 万円	
	合計所得が 2,450 万円超 2,500 万円以下	15 万円	
障害者控除	障 害 者	26 万円	1 万円
	特別障害者	30 万円	10 万円
	同居特別障害者	53 万円	22 万円
寡 婦 控 除		26 万円	1 万円
ひ と り 親 控 除		父	30 万円
		母	30 万円
勤 労 学 生 控 除		26 万円	1 万円
扶養控除	年少扶養親族	0	
	一般扶養親族	33 万円	5 万円
	老人扶養親族	38 万円	10 万円
	特定扶養親族	45 万円	18 万円
	同居老親等扶養親族	45 万円	13 万円
配偶者控除	11 ページのとおり		
配偶者特別控除			

※年少扶養親族・・・16歳未満の方(H21.1.1 以前生まれ)

※一般扶養親族・・・16歳以上19歳未満の方(H18.1.2～H21.1.1 生まれ)
23歳以上70歳未満の方(S30.1.2～H14.1.1 生まれ)

※特定扶養親族・・・19歳以上23歳未満の方(H14.1.2～H18.1.1 生まれ)

※老人扶養親族・・・70歳以上の方(S30.1.1 以前生まれ)

※令和7年度税制改正により、令和8年度より特定親族特別控除が創設されます。特定扶養親族を有する場合には、当該特定扶養親族の前年の合計所得金額に応じ、納税義務者の前年の総所得金額等から一定の控除額を控除するものです。

配偶者控除・配偶者特別控除 控除額一覧表

(控除額の単位：万円)

		納税者の合計所得金額（カッコ内は給与収入換算）						
		900 万円以下 (1,095 万円以下)		950 万円以下 (1,145 万円以下)		1,000 万円以下 (1,195 万円以下)		1,000 万円超 (1,195 万円超)
配偶者の合計所得金額 (カッコ内は給与収入換算)		住民税	所得税との 人的控除差	住民税	所得税との 人的控除差	住民税	所得税との 人的控除差	適用なし (納税者の 所得制限)
配偶者控除	～480,000 円 (103 万円以下)	33	5	22	4	11	2	
	70 歳以上 (老人控除対象配偶者)	38	10	26	6	13	3	
配偶者特別控除	480,001 円～499,999 円 (103 万円超 105 万円未満)	33	5	22	4	11	2	
	500,000 円～549,999 円 (105 万円以上 110 万円未満)	33	3	22	2	11	1	
	550,000 円～1,000,000 円 (110 万円以上 155 万円以下)	33		22		11		
	1,000,001 円～1,050,000 円 (155 万円超 160 万円以下)	31		21		11		
	1,050,001 円～1,100,000 円 (160 万円超 166 万 7,999 円以下)	26		18		9		
	1,100,001 円～1,150,000 円 (166 万 7,999 円超 175 万 1,999 円以下)	21		14		7		
	1,150,001 円～1,200,000 円 (175 万 1,999 円超 183 万 1,999 円以下)	16		11		6		
	1,200,001 円～1,250,000 円 (183 万 1,999 円超 190 万 3,999 円以下)	11		8		4		
	1,250,001 円～1,300,000 円 (190 万 3,999 円超 197 万 1,999 円以下)	6		4		2		
	1,300,001 円～1,330,000 円 (197 万 1,999 円超 201 万 5,999 円以下)	3		2		1		
1,330,001 円～ (201 万 5,999 円超)		適用なし(配偶者の所得制限)						

税 額 控 除 額 の 一 覧 表

◎調整控除

合計課税所得金額	税額控除額
200 万円以下	次の①と②のいずれか少ない金額の 5% (市民税 3%・県民税 2%) ①所得税と市・県民税の人的控除差の合計額 ②合計課税所得金額
200 万円超	次の①から②を差し引いた金額 (5 万円未満の場合は 5 万円) の 5% (市民税 3%・県民税 2%) ①所得税と市・県民税の人的控除差の合計額 ②合計課税所得金額－200 万円

※納税者の合計所得金額が 2,500 万円以下の場合に調整控除が適用されます。

※人的控除差については 10・11 ページの表をご覧ください。

◎配当控除

課税所得金額 種類	1,000 万円以下の部分		1,000 万円超の部分	
	市民税	県民税	市民税	県民税
利益の配当等	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
外貨建等以外の 証券投資信託	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
外貨建等の証券 投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

◎配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除

区分	市民税	県民税
配当割又は株式等譲渡所得割	3/5	2/5

◎寄附金税額控除

(埼玉県共同募金会、日本赤十字社埼玉県支部、都道府県・市区町村、埼玉県・羽生市が条例で定めるものに対する寄附金の合計額と総所得金額等の 30%のいずれか少ない金額－2,000 円)×10% (市民税 6%・県民税 4%)

特例控除の対象となる都道府県・市区町村に寄附金(ふるさと納税)を行った場合は、所得割額の 20%を限度としてさらに控除(ふるさと納税の金額－2,000 円)×(90%－所得税の限界税率×1.021)＝控除額

2 法人市民税

(1) 納税義務者

市内に事務所又は事業所を置く法人は、「均等割」と「法人税割」の合計額を納税する義務があります。

また、事務所はないが寮等を置く法人や、法人でない社団・財団は、「均等割のみ」を納税する義務があります。

(2) 非課税の範囲

- ① 公共法人、国、都道府県、市町村、地方公共団体の組合など
- ② 日本赤十字社、社会福祉法人、宗教法人、学校法人など（収益事業を行う場合に限って法人市民税が課税となる法人）

(3) 均等割

法人等の所得の有無にかかわらず、資本金・従業員数に応じて一定の税額を負担していただくものです。

(均等割税額表)

資本金等（※）の金額	従業員数	年額（標準税率）
50億円を超えるもの	50人超	300万円
	50人以下	41万円
10億円を超え 50億円以下のもの	50人超	175万円
	50人以下	41万円
1億円を超え 10億円以下のもの	50人超	40万円
	50人以下	16万円
1千万円を超え 1億円以下のもの	50人超	15万円
	50人以下	13万円
1千万円以下のもの	50人超	12万円
	50人以下	5万円

※平成27年4月1日以後に開始する事業年度から、課税標準としている「資本金等の額」が、「資本金」と「資本準備金」の合計額を下回る場合は、「資本金」と「資本準備金」の合計額を課税標準とします。

(4) 法人税割

① 課税標準

法人税割は、法人がその所得の大きさにより負担するもので、課税標準には、国税である法人税額が用いられます。

事業所を複数持つ法人(分割法人)については、各市町村に勤務する従業員数で按分します。

- ② 税率・・・6.0%（標準税率）※令和元年 10 月 1 日以後開始する事業年度
9.7%（標準税率）※平成 26 年 10 月 1 日から令和元年9月30 日までに開始した事業年度
12.3%（標準税率）※平成 26 年 9 月 30 日以前開始した事業年度

(5) 納税方法

法人市民税は、「申告納付」の方法により納税されます。

事業年度	区分	申告納付期限
1 年	①中間申告	事業年度開始の日以後 6 か月を経過した日から 2 か月以内に行います。 申告納付額は、(ア) 又は (イ) です。 (ア) 予定申告 法人税割：前事業年度の納付額×6※／前事業年度の月数 ※令和元年 10 月 1 日以後に開始する最初の事業年度は3.7になります。 均 等 割：前事業年度の納付額の 1 / 2 の額 (イ) 仮決算による中間申告 事業年度開始の日以後6か月の期間に対応する均等割額と法人税割額の合計額
	②確定申告	事業年度の終了後原則として2か月以内に行います。申告納付額は、確定申告額とすでに納付された中間申告額との差額です。

3 固定資産税

固定資産税は、毎年1月1日（「賦課期日」といいます。）に土地、家屋、償却資産（これらを総称して「固定資産」といいます。）を所有している人がその固定資産の価格を基に算定された税額を、その固定資産の所在する市町村に納める税金です。

（１）納税義務者

納税義務者は、原則として固定資産の所有者です。具体的には次のとおりです。

土地	土地登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている人
家屋	家屋登記簿又は家屋補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている人
償却資産	償却資産課税台帳に所有者として登録されている人

ただし、所有者として登記(登録)されている人が賦課期日前に死亡している場合等には、賦課期日現在で、その土地、家屋等を現に所有している人(相続人等)が納税義務者となります。

（２）税額算定のあらまし

固定資産税は、次のような手順で税額が決定され、納税義務者に通知されます。

- ① 固定資産を評価し、その価格を決定し、その価格を基に課税標準額を決定します。
 - （ア）土地と家屋については、原則として、基準年度（３年ごと）に評価替えを実施し、価格を見直します。しかし、土地については、地価の下落があり、価格を据置ることが適当でないときは、価格の修正を行います。
 - （イ）償却資産の所有者は、毎年1月1日現在の償却資産の状況を1月末日までに申告していただきます。これに基づき毎年評価し、その価格を決定します。
- ② 固定資産税額は、次の算式により計算されます。

$$\text{税 額} = \text{課 税 標 準 額} \times \text{税 率}$$

（ア）課税標準額

原則として、固定資産課税台帳に登録された価格が課税標準額となります。

しかし、住宅用地のように課税標準の特例措置が適用される場合や、土地につ

いて税負担の調整措置が適用される場合は、課税標準額は価格よりも低く算定されます。

(イ) 免税点

市内に同一人が所有する土地、家屋、償却資産のそれぞれの課税標準額の合計額が次の金額に満たない場合には、固定資産税は課税されません。

土 地	30 万円
家 屋	20 万円
償却資産	150 万円

(ウ) 税 率 1. 4% (標準税率)

(3) 土地に対する課税

① 評価のしくみ

固定資産評価基準によって、地目別に定められた評価方法により評価します。

(ア) 地 目

地目は、宅地、田、畑、雑種地、山林、原野等をいいます。

固定資産税の評価上の地目は、その年の1月1日の現況によります。

(イ) 地 積

原則として、土地登記簿に登録されている面積です。

(ウ) 価 格 (評価額)

価格は、固定資産評価基準に基づき、売買実例価格を基に算定した正常売買価格を基礎として求めます。

(エ) 路線価等の公開

納税義務者の方々に土地の評価に対する理解と認識を深めていただくために、評価額の基礎となる路線価が全て公開されています。

また、平成14年度から標準宅地の所在についても公開されています。

※ 路線価とは

市街地などにおいて道路に付けられた価格のことであり、具体的には、道路に接する標準的な宅地の1㎡当たりの価格をいいます。

宅地の評価額は、この路線価を基にして宅地の状況(奥行き、間口、形状など)に応じて求められます。

※ 標準宅地とは

市内の区域ごとに、その主要な道路に接した標準的な宅地をいいます。この主要な道

路の路線価は、この標準宅地についての地価公示価格や鑑定評価価格を基にして求められ、その他の道路については、この主要な道路の路線価を基にして道路の幅員や公共施設からの距離等に応じて求められます。

② 住宅用地に対する特例

住宅用地は、その税負担を特に軽減する必要から、その面積の広さによって、小規模住宅用地と一般住宅用地に分けて特例措置が適用されます。

(ア) 小規模住宅用地

- ㊦ 200 ㎡以下の住宅用地（200 ㎡を超える場合は住宅1戸当たり 200 ㎡までの部分）を小規模住宅用地といいます。
- ㊧ 小規模住宅用地の課税標準額については、価格の6分の1の額とする特例措置があります。

(イ) 一般住宅用地

- ㊦ 小規模住宅用地以外の住宅用地を一般住宅用地といいます。
- ㊧ 一般住宅用地の課税標準額については、価格の3分の1の額とする特例措置があります。

(ウ) 住宅用地の範囲

住宅用地には次の2つがあります。

- ㊦ 専用住宅（専ら居住の用に供する家屋）の敷地の用に供されている土地で家屋の床面積の10倍まで
- ㊧ 併用住宅（一部を居住の用に供する家屋）の敷地の用に供されている土地でその土地の面積（家屋の床面積の10倍まで）に一定の率を乗じて得た面積に相当する土地

	家 屋	居住部分の割合	住宅用地の率
ア	専 用 住 宅	全 部	1.0
イ	ウ以外の併用住宅	1/4 以上 1/2 未満	0.5
		1/2 以上	1.0
ウ	地上 5 階以上の 耐火建築物である 併 用 住 宅	1/4 以上 1/2 未満	0.5
		1/2 以上 3/4 未満	0.75
		3/4 以上	1.0

※管理不全の空家の除却・適正管理を促進するため、空家等対策の推進に関する特別

措置法の規定による必要な措置の勧告の対象となった特定空家等・管理不全空家等の敷地の用に供する土地について、住宅用地特例の対象から除外することとされています。

③ 宅地の負担調整措置

平成 9 年度の評価替え以降、課税の公平の観点から、地域や土地によりばらつきのある負担水準（今年度の評価額に対する前年度課税標準額の割合）を均衡化させることを重視した税負担の調整措置が講じられ、宅地について負担水準の高い土地は税負担を引下げ又は据置き、負担水準の低い土地はなだらかに税負担を上昇させることによって負担水準のばらつきの幅を狭めていく仕組みが導入されました。

これまで、負担水準の均衡化・適正化に取り組んできた結果、地域ごとの負担水準の均衡化は相当程度進展しています。

令和 4 年度においては、景気回復に万全を期すため、激変緩和の観点から、商業地等の土地（住宅用地以外の宅地等）に限り、課税標準額の上昇幅を 2.5%（現行：5%）とする特別な措置が講じられました。

令和 6 年度評価替えに反映される令和 2 年から令和 5 年までの商業地の地価の状況を見ると、大都市を中心とした地価の上昇と地方における地価の下落が混在する状況が続いています。

このため、令和 6 年度評価替えにおいては、大都市を中心に、地価上昇の結果、負担水準が下落し据置ゾーンを下回る土地が増加するなど、負担水準のばらつきが拡大することが見込まれるところであり、まずは、そうした土地の負担水準を据置ゾーン内に再び収斂させることに優先的に取り組む必要があります。

このような状況を踏まえ、税負担の公平性等の観点から、納税者の負担感に配慮しつつ、段階的に負担水準の均衡化を進めるため、令和 6 年度から令和 8 年度までの間、土地に係る固定資産税の負担調節の仕組みを継続することとされています。
※「負担水準」とは・・・個々の宅地の前年度課税標準額が今年度の評価額に対してどの程度まで達しているかを示すもので、次の算式により求められます。

負担水準＝前年度課税標準額/今年度の評価額[×住宅用地特例率(1/3 又は 1/6)]

(ア) 商業地等の宅地（住宅用地以外の宅地等）

固定資産税額は、次のとおり求められます。

課税標準額（価格の 70%）×税率＝税額

ただし、今年度の価格（A）と比べて前年度の課税標準額が以下の場合の土地については、今年度の課税標準額は次のとおりとなります。

㊦ 前年度課税標準額が A の 70% を超える場合

→ Aの70%

- ① 前年度課税標準額がAの60%以上70%以下の場合

→ 前年度課税標準額と同額に据置きます。

- ② 前年度課税標準額がAの60%未満の場合

→ 前年度課税標準額 + $A \times 5\%$

(ただし、上記 ② により計算した額が、Aの60%を上回る場合はAの60%、Aの20%を下回る場合はAの20%が今年度の課税標準額となります。)

(イ) 住宅用地

固定資産税額は、次のとおり求められます。

課税標準額(※) × 税率 = 税額

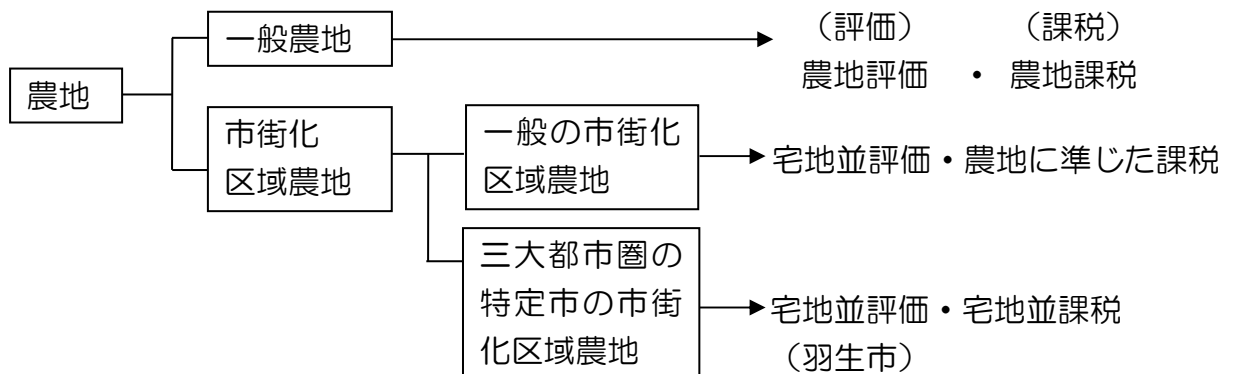
※今年度の価格に住宅用地特例率(1/3 又は 1/6) を乗じた額(B)

ただし、B(本来の課税標準額)が以下の額を超える場合には、以下の額が今年度の課税標準額となります。

前年度の課税標準額 + $B \times 5\%$

④ 農地に対する課税

農地は次のように区分され、それぞれ評価及び課税について宅地等とは異なる仕組みが採られています。



(ア) 一般農地

一般農地は市街化区域農地や転用許可を受けた農地などを除いたものです。

一般農地については、負担水準の区分に応じたなだらかな税負担の調整措置が導入されています。

(イ) 市街化区域農地

市街化区域農地は、市街化区域内の農地で、生産緑地地区の指定を受けたものなどを除いたものです。

- ㍑ 一般の市街化区域農地

一般の市街化区域農地は一般農地と評価の方法は異なりますが、課税については、原則として、評価額に3分の1を乗じた額が課税標準額となり、税負担

の調整措置については一般農地と同様とされます。

④ 三大都市圏の特定市の市街化区域農地

三大都市圏の特定市（羽生市もこれに該当します。）にある市街化区域農地は、原則として評価額に3分の1を乗じた額が課税標準額となります。

⑤ 宅地・農地以外の土地に対する課税

原則として、宅地等の場合と同様、売買実例価格や付近の土地の評価額に基づく等の方法により評価し、なだらかな税負担の調整措置が導入されています。

（４）家屋に対する課税

① 評価のしくみ

固定資産評価基準によって、再建築価格を基準に評価します。

（ア）新增築家屋の評価

$$\boxed{\text{評価額}} = \boxed{\text{再建築価格}} \times \boxed{\text{経年減点補正率}}$$

・再建築価格・・・評価の対象となった家屋と同一のものを、評価の時点においてその場所に新築するものとした場合に必要とされる建築費です。

・経年減点補正率・・・家屋の建築後の年数の経過によって生ずる損耗の状況による減価を表したものです。

（イ）新築家屋以外の家屋（在来分家屋）の評価

評価額は、上記の新增築家屋の評価と同様の算式により求めますが、再建築価格は、建設物価の変動分を考慮します。

なお、仮に評価額が前年度の評価額を超える場合にあっては、前年度の評価額に据置かれます。

在来分の家屋の再建築価格は、以下の式により求められます。

$$\boxed{\text{在来分家屋の再建築価格}} = \boxed{\text{前基準年度の再建築価格}} \times \boxed{\text{建設物価の変動割合}}$$

② 新築家屋に対する減額措置

（ア）減額要件

㊦ 専用住宅や併用住宅であること。（ただし、併用住宅については、居住部分の割合が2分の1以上のものに限られます。）

① 床面積が50㎡（ただし、一戸建以外の貸家住宅にあっては40㎡）以上280㎡以下であること。

② 令和8年3月31日までに新築された住宅であること。

（イ）減額される範囲

新築家屋のうち居住用として用いられている部分のみで、1戸当たり120㎡までです。

（ウ）減額される割合

固定資産税の2分の1が減額されます。

（エ）減額される期間

ア 一般の住宅（①以外の住宅）・・・新築後3年度分

① 3階建以上の中高層耐火住宅等・・・新築後5年度分

③ 認定長期優良住宅(200年住宅)に対する固定資産税の減額措置

（ア）減額要件

ア 専用住宅や併用住宅であること。（ただし、併用住宅については、居住部分の割合が2分の1以上のものに限られます。）

① 床面積が50㎡（ただし、一戸建以外の貸家住宅にあっては40㎡）以上280㎡以下であること。

② 令和8年3月31日までに新築された住宅であること。

③ 長期優良住宅の認定を受けた住宅であること。

（イ）減額される範囲

減額の対象となるのは、居住用として用いられている部分のみで、1戸当たり120㎡までです。

（ウ）減額される割合

固定資産税の2分の1が減額されます。

（エ）減額される期間

ア 一般の住宅（①以外の住宅）・・・新築後5年度分

① 3階建以上の中高層耐火住宅等・・・新築後7年度分

（オ）申告する期間

建 築 年 月 日	申 告 期 限
令和7年1月2日から令和8年1月1日までに新築	令和8年1月31日
令和8年1月2日から令和8年3月31日までに新築	令和9年1月31日

(カ) 申告手続き

申告書に「認定長期優良住宅における認定通知書」の写しを添付して、申告期限内に税務課資産税係に提出してください。

(キ) その他

この減額措置と②の新築家屋に対する減額措置(P21、22)を重ねて受けることはできません。

④ 住宅耐震改修に伴う固定資産税の減額措置

(ア) 減額要件

- ㊦ 昭和57年1月1日以前から所在する住宅であること。
- ㊧ 現行の耐震基準に適合する耐震改修であること。
- ㊨ 耐震改修の工事費が50万円を超えること。
- ㊩ 令和8年3月31日までに耐震改修された住宅であること。

(イ) 減額される範囲

耐震改修した住宅の120㎡相当分までです。

(ウ) 減額される割合

固定資産税の2分の1が減額されます。

(エ) 減額される期間

耐震改修した翌年度分の固定資産税

(オ) 申告手続き

改修後3ヶ月以内に建築士等の証明等を添付して税務課資産税係に申告してください。

⑤ バリアフリー住宅改修に伴う固定資産税の減額措置

(ア) 減額要件

- ㊦ 新築された日から10年以上経過した住宅で改修後の床面積が50㎡以上280㎡以下であること。
- ㊧ 次のいずれかに該当する方が居住していること
 - ・ 満65歳以上の方
 - ・ 障がいをお持ちの方
 - ・ 要介護認定又は要支援認定を受けている方

㉔ 改修費用が50万円(補助金等を除く自己資金)を超える次のような工事

- ・ 廊下の拡張
- ・ 手すりの設置
- ・ 階段の勾配の緩和
- ・ 床の段差の解消
- ・ 浴室の改良
- ・ 引き戸への取り替え
- ・ 便所の改良
- ・ 床表面の滑り止め

㉕ 平成28年4月1日から令和8年3月31日までの間に一定のバリアフリー改修をされた住宅であること。

(イ) 減額される範囲

バリアフリー改修した住宅の100㎡相当分までです。

(ウ) 減額される割合

固定資産税の3分の1が減額されます。

(エ) 減額される期間

バリアフリー改修した翌年度分の固定資産税

(オ) 申告手続き

改修後3ヶ月以内に建築士等の証明等を添付して税務課資産税係に申告してください。

⑥ 省エネ改修に伴う固定資産税の減額措置

(ア) 減額要件

㉖ 平成26年4月1日以前から所在する住宅で改修後の床面積が50㎡以上280㎡以下であること。

㉗ 改修費用が60万円(補助金等を除く自己資金)を超える次の工事

- ・ 窓の断熱改修(家屋全体)※
- ・ 床の断熱改修
- ・ 天井の断熱改修
- ・ 壁の断熱改修(外気と接するものの工事に限る。)

※窓の断熱改修(家屋全体)の工事は必須

㉘ 令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に省エネ改修された住宅であること。

(イ) 減額される範囲

省エネ改修した住宅の120㎡相当分までです。

(ウ) 減額される割合

固定資産税の3分の1が減額されます。

(エ) 減額される期間

省エネ改修した翌年度分の固定資産税

(オ) 申告手続き

省エネ改修後3ヶ月以内に建築士等の証明等を添付して税務課資産税係に申告してください。

(5) 償却資産に対する課税

① 償却資産とは

個人や法人で事業を営んでいる人が、その事業のために用いる次の種類のものです。

- ①構築物 ②機械及び装置 ③船舶 ④航空機 ⑤車両及び運搬具
⑥工具、器具、備品 ⑦特定附帯設備

※ 特定附帯設備とは、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するために取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより、当該家屋の所有者が所有することとなったものについては、当該取り付けた者をもって所有者とみなし、家屋以外の資産とみなして課するものです。

これらを所有している人は、毎年1月1日の所有状況を1月31日までに申告していただくこととなっています。

② 課税対象とならないもの

耐用年数1年未満のものや取得価格が20万円未満の一括償却資産など。

③ 計算方法

(ア) 前年中に取得された償却資産

$$\boxed{\text{価格(評価額)}} = \boxed{\text{取得価額}} \times (\text{前年中取得のものの減価残存率})$$

(イ) 前年前に取得された償却資産

$$\boxed{\text{価格(評価額)}} = \boxed{\text{前年度の価格}} \times (\text{前年前取得のものの減価残存率})$$

以後、毎年この方法により計算し評価額が取得価額の5%になるまで償却します。

④ 価格の決定

取得価額を基礎として、取得後の経過年数に応ずる価値の減少(減価)を考慮して評価し、価格(評価額)を決定します。平成20年度税制改正において、償却資産の評価額を理論帳簿価額が上回る場合に理論帳簿価額を償却資産の価格とする制度(地方税法※414)が廃止されましたので、評価額=決定価格となります。

⑤ 先端設備導入による固定資産税の特例

中小企業等経営強化法に基づく支援措置の 1 つとして、市の認定を受けた先端設備等導入計画に基づき、取得した設備（償却資産）の固定資産税の課税標準額を下表のとおり軽減します。

貸上げ表明	取得時期	適用期間	特例率
1.5%以上	令和7年4月1日～令和9年3月31日	3年間	1/2
3%以上		5年間	1/4

※賃上げが見込まれない場合には対象外

4 都市計画税

都市計画税は、都市計画事業や土地区画整理事業の費用に充てるため、原則として市街化区域内に所在する土地及び家屋に対して課税します。

(1) 納税義務者

1月1日現在における市街化区域内の土地や家屋の所有者

(2) 課税標準額

① 土地

(ア) 住宅用地に係る課税標準額の特例措置が講じられています。

㊦ 小規模住宅用地（200㎡以下の住宅用地）…価格の1／3

㊧ 一般住宅用地（小規模住宅用地以外の住宅用地）…価格の2／3

(イ) 固定資産税と同様の負担水準に応じてなだらかな税負担調整措置を講じています。

② 家屋

固定資産税の課税標準額となるべき価格です。

(3) 税額の計算方法

課税標準額×税率（0.3％）

(4) 免税点

固定資産税について免税点未満のものは、都市計画税はかかりません。

5 軽自動車税（種別割）

（１）軽自動車税（種別割）について

軽自動車税（種別割）の納税義務者は、４月１日現在において、課税客体を所有している方です。課税客体とは、原動機付自転車、小型特殊自動車、軽自動車および二輪の小型自動車です。

また、軽自動車税（種別割）は年税のため、４月２日以降に車両を取得・廃車等したとしても、月割課税や還付はありません。

（２）税 額

【原動機付自転車、小型特殊自動車、軽自動車、二輪の小型自動車】

車 種 区 分		税 率（年税額）
原動機付 自転車	総排気量が５０cc以下のもの	２,０００ 円
	総排気量が５０ccを超え９０cc以下のもの	２,０００ 円
	総排気量が５０ccを超え１２５cc以下で 最高出力 ４.０kw 以下のもの	２,０００ 円
	総排気量が９０ccを超え１２５cc以下のもの	２,４００ 円
	ミニカー	３,７００ 円
	特定小型原動機付自転車（電気キックボード等）	２,０００ 円
小型特殊 自動車	農耕作業用（耕うん機など）	２,４００ 円
	その他（フォークリフトなど）	５,９００ 円
軽自動車	軽二輪 総排気量が １２５cc 超え ２５０cc 以下	３,６００ 円
	専ら雪上を走行するもの	３,６００ 円
二輪の小 型自動車	総排気量が ２５０cc を超えるもの	６,０００ 円

【三輪・四輪以上の軽自動車】

平成27年度課税から三輪及び四輪以上の軽自動車について、以下の表の車種区分に該当するものは、「最初の新規検査の時期」に応じていずれかの税額となります。

車 種 区 分			税 率（年税額）		
			※①平成27年3月31日までに最初の新規検査をした車両	※②平成27年4月1日以後に最初の新規検査をした車両	※③最初の新規検査から13年を経過した車両
軽自動車	三輪		3,100 円	3,900 円	4,600 円
	四輪以上	乗用	営業用	5,500 円	6,900 円
			自家用	7,200 円	10,800 円
		貨物用	営業用	3,000 円	3,800 円
			自家用	4,000 円	5,000 円

※①平成27年3月31日以前に最初の新規検査をした車両については、現在の税率から変更はありません。但し、平成28年度課税から【※③】に該当する場合があります。

※②平成27年度課税から、平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けるものから新税率が適用されます。

※③平成28年度課税から、最初の新規検査後13年を経過した三輪、四輪以上の車両に重課税率が適用されます。ただし、ガソリンを内燃機関の燃料として用いる軽自動車の対象となり、電気自動車等は除きます。

【軽四輪等の税率の特例措置（グリーン化特例）】

令和6年4月1日から令和7年3月31日までに最初の新規検査を受けた三輪・四輪以上の軽自動車について、排出ガス性能及び燃費性能に応じて令和7年度（取得の翌年度）分の税率を軽減する特例措置（グリーン化特例）が適用されます。

車種区分			グリーン化特例税額		
			※1 75%軽減	※2 50%軽減	※3 25%軽減
三輪（乗用営業用のみ）			1,000 円	2,000 円	3,000 円
四輪以上	乗用	営業用	1,800 円	3,500 円	5,200 円
		自家用	2,700 円	適用無し	
	貨物	営業用	1,000 円		
		自家用	1,300 円		

※1 電気軽自動車・天然ガス軽自動車（平成30年排出ガス基準達成車又は平成21年排出ガス基準10%低減達成車）

※2 ★★★★★かつ令和12年度燃費基準90%達成かつ令和2年度基準達成のガソリン車

※3 ★★★★★かつ令和12年度燃費基準70%達成かつ令和2年度基準達成のガソリン車

注 ★★★★★は、平成30年排出ガス基準50%低減達成車、又は平成17年排出ガス基準75%低減達成車のこと。

燃費基準の達成状況は、自動車車検証の備考欄に記載されています。

令和5年度税制改正により、グリーン化特例の適用期限が延長されました。

（※1※2は3年、※3は2年）

（3）賦課期日

軽自動車税（種別割）は、4月1日現在において、現に車両を所有している者に対して年税額で課税されます。（地税法463条）

※ 年税ですので、4月2日以後に廃車しても、税額の月割還付はありません。

（4）納税方法……年1回（5月）

税額等を記載した納税通知書を5月上旬に納税義務者あてに送付します。

（地税法463条）

（5）軽自動車税（種別割）の減免

納税義務者に特別な事情がある場合には、市に申請することで減免を受けることができます。

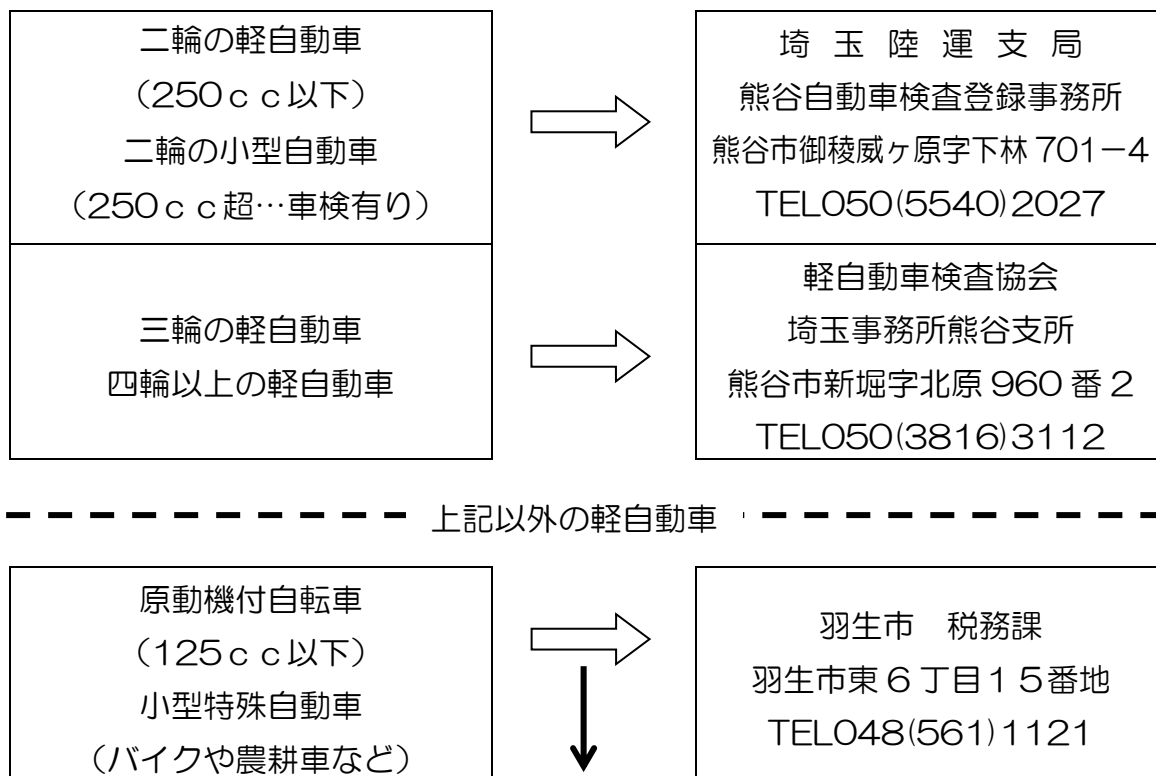
- ・ 公益のために使用する軽自動車など
- ・ 身体又は精神に障がいのある方のために使用する軽自動車など

※ 減免希望者は納期限までに、申請を行って頂く必要があります。

(6) 申告（登録・廃車・名義変更など）

軽自動車等を取得した場合はその日から１５日以内に、市外へ転出又は軽自動車等を譲渡した場合は３０日以内に下記の場所で申告してください。

なお、廃車する場合も下記の場所で、速やかに申告してください。



- 登録に必要なもの…販売証明書又は譲渡証明書（車台番号、車名、型式認定番号、排気量の記載があるもの）
- 廃車に必要なもの…標識交付証明書、標識（ナンバープレート）

(7) 軽自動車税（環境性能割）について

環境性能割とは、自動車の燃費性能に応じて、新車・中古車を問わず取得された車両に対して課税されます。（取得価格が50万円以下の場合は課税されません。）

税額の計算方法は次のとおりです。 $\text{取得価額} \times \text{税率} = \text{環境性能割の税額}$

なお、当分の間は、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、県が行います。

税率	対象車（自家用乗用車）	
	令和6年1月1日～ 令和7年3月31日	令和7年4月1日～ 令和8年3月31日
非課税	電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車	
	令和12年度燃費基準 80%達成～	令和12年度燃費基準 80%達成～
1%	70%達成～	75%達成
2%	上記以外 又は 令和2年度	

※燃費基準の達成については、自動車検査証の備考欄に記載されています。

6 市たばこ税

(1) 納税義務者

市たばこ税は、たばこの卸売販売業者等（製造たばこの製造者、特定販売業者または卸売販売業者）が、市内の小売販売業者に売り渡すたばこの本数に対してかかる税金です。（地税法465）

卸売販売業者等に課税されますが、小売定価には税金が含まれていますので、実際に負担するのは、たばこの消費者です。

(2) 税率

たばこ税関係法令改正により、国、道府県及び市たばこ税の税率が次のように変更されます。激変緩和の観点から経過措置が講じられ、3段階に分けて税率改正が実施されました。

製造たばこ(紙巻たばこ三級品(※)を除く) 1,000 本当たり

実 施 時 期	国たばこ税	県たばこ税	市たばこ税
平成 30 年 10 月 1 日～	6,622 円	930 円	5,692 円
令和 2 年 10 月 1 日～	7,122 円	1,000 円	6,122 円
令和 3 年 10 月 1 日～（現行）	7,622 円	1,070 円	6,552 円

(※)紙巻たばこ三級品とは、専売納付金制度下において三級品とされていた紙巻たばこを言います。
(エコー、わかば、しんせい、ゴールデンバット、バイオレット及びウルマの6銘柄)

また、平成27年度税制改正及び平成30年度税制改正におけるたばこ税関係法令の改正により、旧三級品の紙巻たばこに係る特例税率の段階的な廃止が行われました。

(3) 申告と納税

卸売販売業者等が、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等にかかる製造たばこの課税標準数量、税額等を記載した申告書を市に提出するとともに、その申告書により納付すべき税額を市に納付することになっています。（地税法473）

7 入湯税

(1) 納税義務者

鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課します。(地税法701)

(2) 税率

税率は、入湯客1人1宿泊について150円となります。(地税法701の2)

(3) 課税免除

- ① 年齢12歳未満の者
- ② 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者
- ③ 日帰りで入湯する者
- ④ ①～③に掲げる者のほか特別の事由がある者

(4) 納税

鉱泉浴場の経営者が入湯客から入湯税を徴収し、納入申告書を市に提出するとともに納付することになっています。(地税法701の4)

第4章 国民健康保険税

1 趣旨

国民健康保険税は、国民健康保険に要する費用に充てるための目的税です。国民健康保険は、相互扶助の精神に基づいて被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に際し、必要な保険給付を行うものであり、都道府県と市町村が共同で行っています。

国民健康保険税を課税することができるのは、国民健康保険事業を行う市町村です。（地税法703の4-1）

2 納税義務者

国民健康保険税の納税義務者は、国民健康保険に加入している被保険者のいる世帯の世帯主です。（地税法703の4-1）

世帯主課税・・・各個人ごとに計算した税額を世帯で合計し、世帯主に課税されます。

『みなし世帯主＝擬制世帯主』・・・世帯主で被保険者の資格がない場合も、世帯内に国民健康保険の被保険者がいるときは、当該世帯主を被保険者である世帯主とみなして国民健康保険税が課税されます。この場合、『みなし世帯主』の所得税は、課税計算には算入されません。（地税法703の4-28）

《 国民皆保険 》

国民健康保険の被保険者については、強制加入の原則がとられており、市町村内に住所を有するようになれば、被保険者となります。

ただし、他の保険の被保険者に該当する者は、国民健康保険の被保険者から除外されます。（国民健康保険法6）

3 課税額の算定方法 （地税法703の4-3）

国民健康保険税は医療給付費分、後期高齢者支援金等分と介護納付金分の3つから構成されています。

医療給付費分の課税額は、（1）所得割額、（2）被保険者均等割額の合計金額です。

後期高齢者支援金等分の課税額は、（1）所得割額、（2）被保険者均等割額の合計です。

介護納付金分は、（1）所得割額、（2）被保険者均等割額の合計です。

※40歳から64歳の方は、介護納付金分を加算して納付していただきます。

(1) 所得割額

- ① 医療給付費分・・・・・・・・基準総所得に7.2%を乗じた額
- ② 後期高齢者支援金等分・・・・基準総所得に2.8%を乗じた額
- ③ 介護納付金分・・・・・・・・基準総所得に2.3%を乗じた額

※前年中の収入－必要経費＝前年中の所得

(給与の場合……給与収入－給与所得控除＝給与所得)

※ 基準総所得＝前年中の総所得金額等－基礎控除(43万円)

※ 譲渡所得は、特別控除後の金額が算定対象です。

(2) 均等割額

- ① 医療給付費分・・・・・・・・1人につき32,500円(年額)
(未就学児は16,250円)
- ② 後期高齢者支援金等分・・・・1人につき15,500円(年額)
(未就学児は7,750円)
- ③ 介護納付金分・・・・・・・・1人につき15,500円(年額)

※(1)(2)の合計額が年税額となります。

※倒産・解雇・雇い止めなどによる離職の場合は、所得割額が軽減される場合があります。

4 課税限度額

(地税法703の4-11・19・27、地税法施行令56の88の2)

- | | |
|----------------|------|
| (1) 医療給付費分 | 65万円 |
| (2) 後期高齢者支援金等分 | 24万円 |
| (3) 介護納付金分 | 17万円 |

5 低所得世帯の減額

(地税法第703の5、羽生市国民健康保険税条例19)

地方税法及び羽生市国民健康保険税条例の定めるところにより、低所得世帯については、医療給付費課税分の均等割額、後期高齢者支援金等課税分の均等割額並びに介護納付金課税分の均等割額が、次のとおりそれぞれ減額されます。

- (1) 『加入者、擬制世帯主及び特定同一世帯所属者の総所得金額等の合計額 $\leq$ 43万円+（給与所得者等の数-1） $\times$ 10万円』の世帯
- ① 医療給付費課税分の均等割額（擬制世帯主を除く） 1人につき 22,750円
(未就学児は27,625円)
 - ② 後期高齢者支援金等課税分の均等割額（擬制世帯主を除く） 1人につき 10,850円
 - ③ 介護納付金課税分の均等割額（擬制世帯主を除く） 1人につき 10,850円
- (2) 『加入者、擬制世帯主及び特定同一世帯所属者の総所得金額等の合計額 $\leq$ [43万円+（給与所得者等の数-1） $\times$ 10万円+30.5万円 $\times$ 被保険者数]』の世帯
- ① 医療給付費課税分の均等割額（擬制世帯主を除く） 1人につき 16,250円
(未就学児は24,375円)
 - ② 後期高齢者支援金等課税分の均等割額（擬制世帯主を除く） 1人につき 7,750円
 - ③ 介護納付金課税分の均等割額（擬制世帯主を除く） 1人につき 7,750円
- (3) 『加入者、擬制世帯主及び特定同一世帯所属者の総所得金額等の合計額 $\leq$ [43万円+（給与所得者等の数-1） $\times$ 10万円+56万円 $\times$ 被保険者数]』の世帯
- ① 医療給付費課税分の均等割額（擬制世帯主を除く） 1人につき 7,100円
(未就学児は21,300円)
 - ② 後期高齢者支援金等課税分の均等割額（擬制世帯主を除く） 1人につき 3,100円
 - ③ 介護納付金課税分の均等割額（擬制世帯主を除く） 1人につき 3,100円

6 納税方法

羽生市では、年9回（7月～翌年3月の毎月末）の納期を設けています。
なお、納税通知書は7月上旬に郵送します。また、徴収は普通徴収又は特別徴収の方法によります。

次の4つの条件すべてに該当する方は、原則年金からの特別徴収になります。

- 1 世帯主が国民健康保険加入者で65歳から74歳まで
- 2 世帯内の国民健康保険加入者全員が65歳から74歳まで
- 3 支給される年金の年額（老齢基礎年金等）が18万円以上
- 4 国民健康保険税と介護保険料の合算額が、支給される年金額（老齢基礎年金等）の2分の1を超えない

※年度途中で世帯主が75歳を迎え、後期高齢者医療制度へ移行する場合、該当しません。

※特別徴収の方でも、国民健康保険税を完納している場合は、申出により「口座振替」に変更できます。

7 月割課税……加入月数に応じ、月割りで税額を計算します。

国民健康保険は、疾病、負傷等という突発的に発生する事故に対して保険により救済することを目的とする事業であるので、これらの事業に要する費用を保全する観点からも、また、年税として徴収する場合の国民健康保険税の特殊性から生ずる税負担の不合理を是正する意味等から、月割課税を行っています。

月割課税を行うのは、被保険者の資格の取得・喪失があった場合です。

8 国民健康保険税と国民健康保険財政（令和7年度当初予算）

歳 入・・・・・・国保税の占める割合は約 17.8%です。

歳 入 区 分	歳 入 予 算 額	構 成 比
1. 国 民 健 康 保 険 税	1,008,327 千円	17.8 %
2. 国 庫 支 出 金	1	0 %
3. 県 支 出 金	4,109,747	72.6 %
4. 財 産 収 入	84	0 %
5. 寄 附 金	1	0 %
6. 繰 入 金	423,664	7.5 %
7. 繰 越 金	113,219	2.0 %
8. 諸 収 入	7,656	0.1 %
計	5,662,699	100.0 %

歳 出

歳 出 区 分	歳 出 予 算 額	構 成 比
1. 総 務 費	95,644 千円	1.7 %
2. 保 険 給 付 費	4,069,154	71.9 %
3. 国 民 健 康 保 険 事 業 費 納 付 金	1,367,207	24.1 %
4. 保 健 事 業 費	74,499	1.3 %
5. 基 金 積 立 金	84	0 %
6. 公 債 費	10	0 %
7. 諸 支 出 金	53,101	0.9 %
8. 予 備 費	3,000	0.1 %
計	5,662,699	100.0 %

※保険給付費（医療費の保険者負担分等）が、歳出全体の約 71.9%を占めています。

国 保 税 の 計 算 例

基準総所得金額（※1）が、親子4人で3,150,000円で全員被保険者の場合

（1）医療給付費分

$$\textcircled{1} \text{ 所得割} \quad 3,150,000 \text{ 円} \times 7.2 \% = 226,800 \text{ 円}$$

$$\textcircled{2} \text{ 均等割} \quad 32,500 \text{ 円} \times 4 \text{ 人} = 130,000 \text{ 円}$$

$$\text{医療分合計金額} = 226,800 \text{ 円} + 130,000 \text{ 円} = 356,800 \text{ 円}$$

（2）後期高齢者支援金分

$$\textcircled{1} \text{ 所得割} \quad 3,150,000 \text{ 円} \times 2.8 \% = 88,200 \text{ 円}$$

$$\textcircled{2} \text{ 均等割} \quad 15,500 \text{ 円} \times 4 \text{ 人} = 62,000 \text{ 円}$$

$$\text{後期高齢者支援金等分合計金額} = 88,200 \text{ 円} + 62,000 \text{ 円} = 150,200 \text{ 円}$$

$$356,800 \text{ 円（医療給付費分）} + 150,200 \text{ 円（後期高齢者支援金等分）} = 507,000 \text{ 円}$$

（100円未満切り捨て）

※この世帯の国民健康保険税額は、507,000円になります。

注）この計算例は、39歳以下（未就学児含まない）の場合です。

40歳以上～64歳までの場合は、この計算例に介護納付金分が加算されます。

〈 両親が二人とも40歳以上で介護該当の場合の税額 〉

介護納付金分

$$\textcircled{1} \text{ 所得割} \quad 3,150,000 \text{ 円} \times 2.3 \% = 72,450 \text{ 円}$$

$$\textcircled{2} \text{ 均等割} \quad 15,500 \text{ 円} \times 2 \text{ 人} = 31,000 \text{ 円}$$

$$\text{介護納付金分合計金額} = 72,450 \text{ 円} + 31,000 \text{ 円} = 103,450 \text{ 円}$$

$$356,800 \text{ 円（医療給付費分）} + 150,200 \text{ 円（後期高齢者支援金等分）} \\ + 103,450 \text{ 円（介護納付金分）} = 610,450 \text{ 円（100円未満切り捨て）}$$

※この世帯の国民健康保険税額は、610,400円になります。

（※1）基準総所得金額＝前年の総所得金額等－基礎控除額（43万円）

（例） 国民健康保険の課税期間（４月１日から翌年３月３１日） において

＜ ① この世帯が９月から加入した場合の税額 ＞

月	４	５	６	７	８	９	１０	１１	１２	１	２	３
納付月							*	*	*	*	*	*
加入期間						*	*	*	*	*	*	*

加入期間は、７ヶ月になります。

計算式 $507,000 \text{ 円} \times 7/12 = 295,750 \text{ 円}$ （100 円未満切り捨て）

※ この世帯が９月から加入した場合は、295,700 円になります。

＜ ② この世帯が１月にやめた場合の税額 ＞

月	４	５	６	７	８	９	１０	１１	１２	１	２	３
納付月				*	*	*	*	*	*	*		
加入期間	*	*	*	*	*	*	*	*	*			

加入期間は、９ヶ月になります。

計算式 $507,000 \text{ 円} \times 9/12 = 380,250 \text{ 円}$ （100 円未満切り捨て）

※ この世帯が１月にやめた場合は、380,200 円になります。

MEMO

国保の届出 … 届出は、変更があった日から１４日以内に！

（届出には、マイナンバーが必要です）

	こ ん な と き	持 参 す る も の
国保に加入	転入してきた	転出証明書、 本人確認書類（顔写真つき）
	他の健康保険をやめた	健保の離脱証明書、 本人確認書類（顔写真つき）
	子どもが生まれた	母子健康手帳、 本人確認書類（顔写真つき）
国保をやめる	転出した	保険資格が確認できるもの、 本人確認書類（顔写真つき）
	他の健康保険に加入した	国保と健保の保険資格が確認できるもの、 本人確認書類（顔写真つき）
	死亡した	保険資格が確認できるもの、 死亡を証明するもの、 本人確認書類（顔写真つき）
他	住所、氏名、世帯主が変わった	保険資格が確認できるもの、 本人確認書類（顔写真つき）

◇ 届出先…国保年金課

第5章 市税・国民健康保険税の納付

市税及び国民健康保険税を納めるには、納税通知書に同封された納付書による納付、指定金融機関の口座振替による納付、キャッシュレスでの納付の3種類の方法があります。納期限内納付にご協力いただきますよう、お願いします。

1 納付書による納付

納税通知書に同封された納付書により、以下の納付場所で納付することができます。

(1) 金融機関窓口（以下の表を参照）

埼玉りそな銀行 本・支店	りそな銀行 本・支店
足利銀行 本・支店	埼玉縣信用金庫 本・支店
武蔵野銀行 本・支店	中央労働金庫 本・支店
東和銀行 本・支店	ほくさい農業協同組合 支店
群馬銀行 本・支店	羽生市役所内埼玉りそな銀行派出所

(2) ゆうちょ銀行・郵便局

（埼玉県、東京都、神奈川県、千葉県、群馬県、栃木県、茨城県及び山梨県内の各ゆうちょ銀行・郵便局）

※ただし、納期限内の納付に限ります。

(3) コンビニエンス・ストア（以下を参照）

【対象店舗】セブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップ、
デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア、ポプラ、生活彩家、
くらしハウス、スリーエイト、ニューヤマザキデイリーストア、
ヤマザキスペシャルパートナーショップ、
MMK 設置店、ハマナスクラブ、セイコーマート
※最新の情報は市HPをご確認ください。

【取扱時間】対象店舗の営業時間内

【取り扱いできない納付書】

- ① 納付書1枚（期別）の税額が30万円を超えるもの
- ② 納期限を経過した納付書
- ③ 当初よりバーコードの表示が無い納付書
- ④ 傷・汚れなどにより納付書のバーコードが読み取れないもの

⑤ 納付書の金額を訂正したもの

※ ①～③の場合は、上記金融機関窓口で納付できます。

また、①の場合で郵便局から納付したいとき、または、④及び

⑤については、市収納課収納係へご連絡ください。再発行いたします。

2 口座振替による納付

納税通知書記載の納付期限日に指定した金融機関の口座から振替納付されます。
多忙な方や不在の多い方には手間が省け、「うっかりして納め忘れた」等の納め忘れも防ぐことができます。確実に納付されるので便利です。

【対象税目】 ① 市県民税（普通徴収分） ② 固定資産税・都市計画税
③ 軽自動車税 ④ 国民健康保険税

【取扱金融機関】

埼玉りそな銀行 本・支店	りそな銀行 本・支店
足利銀行 本・支店	埼玉縣信用金庫 本・支店
武蔵野銀行 本・支店	中央労働金庫 本・支店
東和銀行 本・支店	ほくさい農業協同組合 支店
群馬銀行 本・支店	全国のゆうちょ銀行・郵便局

【申込方法】 「羽生市市税等口座振替依頼書」にご記入の上、希望の金融機関窓口又は市役所でお申し込みください。

【その他】

- ・「羽生市市税等口座振替依頼書」は、市内金融機関、市役所の税務課、収納課、国保年金課に備え付けてあります。
- ・対象金融機関の市外にある支店の口座で振替依頼する場合は、市役所収納課までお問合せください。
- ・お申込みの際は通帳及び通帳に登録のある印鑑をご持参ください。
- ・郵送で依頼書の提出を希望する場合は、市HPの郵送用の依頼書をダウンロードし、市役所収納課宛にご郵送ください。
- ・お申込みの際は通帳及び通帳に登録のある印鑑をご持参ください。

3 キャッシュレス

納付書のバーコードを利用し、スマートフォンやタブレットで納付手続きが可能です。

【対象支払方法】

スマートフォン決済アプリ「PayB」・「楽天銀行（コンビニ支払）」・「PayPay（請求書支払）」・「FamiPay（請求書支払）」・「auPay（請求書支払）」・「d払い（請求書支払）」によるキャッシュレス支払がご利用いただけます。

※最新の情報は市HPをご確認ください。

【取り扱いできない納付書】

- ① 納付書1枚（期別）の税額が30万円を超えるもの
- ② 納期限を経過した納付書

- ③ 当初よりバーコードの表示が無い納付書
- ④ 傷・汚れなどにより納付書のバーコードが読み取れないもの
- ⑤ 納付書の金額を訂正したもの
- ※ ①～③の場合は、上記金融機関窓口で納付できます。
また、①の場合で郵便局から納付したいとき、または、④及び⑤については、市収納課収納係へご連絡ください。再発行いたします。

なお、キャッシュレスで納付された場合は、領収書の交付ができませんので、ご了承ください。領収書が必要な場合は、納付書により金融機関の窓口またはコンビニエンスストア等で納付してください。

4 地方税共通納税システムによる納付

(1) eLTax

一部の税目に限り、eLTax(エルタックス)を利用して複数の地方公共団体へ一括して電子納税が可能です。

【対象税目】

- ① 市県民税（特別徴収分・退職所得分）
- ② 法人市民税

【共通納税システムをご利用いただくメリット】

- ・全地方公共団体へ電子納税ができます。
- ・ダイレクト納付ができます。
- ・金融機関窓口へのお出かけ不要
- ・手数料無料
- ・クレジットカード納付ができます。（システム手数料の負担が必要です。）

(2) 地方税お支払いサイト

令和5年4月より「地方税お支払いサイト」で、納付書のeL番号や二次元コードを利用し、クレジットカード払いやインターネットバンキング等で納付できます。また、納付書の二次元コードをスマートフォン等から読み取ることで、各種決済アプリでも納付できます。

【対象税目】

- ① 固定資産税・都市計画税
- ② 固定資産税（償却資産）
- ③ 軽自動車税（種別割）

【納付方法】

下記URLにアクセス、または下記二次元コードを読み取り、「地方税お支払いサイト」の案内に従いご納付ください。

地方税お支払いサイト

<https://www.payment.eltax.lta.go.jp/>



【利用できる決済方法】

- ①クレジットカード納付（システム手数料の負担が必要です。）
- ②インターネットバンキング
- ③ダイレクト納付 ※金融機関口座を事前に登録し、直接納税する方法です。
- ④スマートフォン決済アプリ ※決済アプリを起動し、納付書に印字された二次元コードを読み取ることで納付できます。

※サイトの利用方法や納付方法、対応決済アプリや使用方法などの詳細は「地方税お支払いサイト」をご確認ください。

※地方税お支払いサイト及び各種決済アプリで納付された場合は、領収書の交付ができませんのでご了承ください。領収書が必要な場合は、納付書により金融機関の窓口またはコンビニエンスストア等で納付してください。

5 納付は納期限内に

令和7年度の羽生市の納期限は次のとおりです。

月別	納期限	市県民税 森林環境税	固定資産税 都市計画税	軽自動車税	国民健康保険税
5月	6月2日		1期	全期	
6月	6月30日	1期			
7月	7月31日		2期		1期
8月	9月1日	2期			2期
9月	9月30日				3期
10月	10月31日	3期			4期
11月	12月1日				5期
12月	1月5日		3期		6期
1月	2月2日	4期			7期
2月	3月2日		4期		8期
3月	3月31日				9期

※月末が休日にあたる時は、その翌営業日が納期限になります。

6 納税にお困りの場合は

（1）早めに相談してください

思わぬ災害や病気、失業など、どうしても納期限までに市税等の納税ができない特別な事情がある方は、納税の猶予制度を利用できる場合があります。早めに収納課までご相談ください。

(2) 納期限までに納めないと

市税等を納期限までに納付しない場合、法令に基づき期別ごとの督促状や催告状が送付され、督促を経ても納付がない場合は、財産を調査し、差押などの滞納処分を行う場合があります。また、納付にあたり、本来納付すべき税額のほかに、未納期間に応じた延滞金もあわせて納付していただきます。

【延滞金の計算】

令和7年1月1日から令和7年12月31日までの延滞金は、①・②の割合を税額に乗じて計算した日割の額となります。

- ① 納期限の翌日から起算して1ヵ月を経過する日まで 年2.4%
- ② その後、納付の日まで 年8.7%

第6章 市税の窓口案内

◆ お問い合わせは…羽生市役所 税務課・国保年金課・収納課

048-561-1121(代表)

【市税の窓口】

- ・個人住民税
(普通徴収／特別徴収)
- ・法人市民税
- ・軽自動車税
- ・市たばこ税
- ・入湯税

税務課
市民税係
【内線】

112 113 114
115 116 117

- ・固定資産税
土地・家屋・償却資産・家屋調査
- ・都市計画税
- ・公図(写)の閲覧、複写
- ・土地、家屋台帳の閲覧

税務課
資産税係
【内線】

118 119 120
121 122

- ・国民健康保険税

国保年金課
国保係
【内線】

181 182 183
184 188

- ・納税相談
- ・口座振替制度
- ・過誤納金の還付・充当

収納課
収納係
【内線】

141 142 143
144 145 146 147

***** お気軽にどうぞ。相談は無料です。 *****

◆ 税務相談 … 相続税、所得税などの税に関する相談に応じます。

- ・ 毎月5日(休日の場合は翌月曜日) 市役所会議室 … 羽生地区税理士会

【市税に関する主な証明】 ※住宅用家屋証明書は税務課、それ以外の証明書は市民生活課での申請になります。

	区分	内容	主な使用目的	手数料	本人確認	委任
市 民 税	所得証明	所得額 (種別、金額)	年金受給判定、扶養申請、 奨学金申請、資金融資 等	1 件 300 円	○	○
	非課税証明	市県民税非課税	年金受給判定、扶養申請 等	1 件 300 円	○	○
	市県民税所得 課税証明	所得額及び 控除額と税額	公営住宅の入居・更新 保育料算定・児童手当判定 在留資格変更・期間更新申請 自立支援医療費申請 特定疾患医療給付申請 就学支援金の加算支給申請 特殊教育修学奨励費申請 金融公庫融資 等	1 件 300 円	○	○
	納税証明	市県民、国保、 固定、軽自	銀行融資、担保権設定保証人 排水工事指定店申請 等	1 税目 1 年度 につき 300 円	○	○
	車検用納税証明	軽自動車	車検、廃車、名義変更	無料	×	×
固 定 資 産 税	評価証明 (土地・家屋)	評価額、地目、地 積、地番、面積、構 造 等	相続税額算定、登記、 農地転用、資金借入	3 行まで 300 円	○	○
	公課証明 (土地・家屋)	課税標準額、 地番、地目、地積、 税額 等	売買等の税額清算 競売申立 (申立書添付)	3 行まで 300 円	○	○
	課税証明 (土地・家屋)	課税の有無、地番 賦課期日 等	建築確認申請 開発申請 (家屋課税)	3 行まで 300 円	○	○
	資産証明 (土地・家屋・償却資産)	評価額、地目、 地積、面積	資産融資 売買、贈与、保証人 等	3 行まで 300 円	○	○
	無資産証明 (土地・家屋・償却資産)	無資産の証明、 賦課期日 等	資金融資 開発許可申請 等	300 円	○	○
営業・所在証明 (法人)		個人、法人の 名称、業種 等	銀行融資、農地転用 社保加入、車の登録 等	300 円	×	×
// (個人)					○	○
住宅用家屋証明		登記の軽減対象	新築・取得家屋の保存登記 等	1,300 円	×	×
閲 覧		土地、家屋台帳	所有者の確認 等	1 冊 (件) 300 円	×	×
		固定名寄帳	税額の物件内容等の確認 等		○	○
		図面	土地の形状確認 等		×	×
コピー		A 3 版まで	※A 3 超は 240 円	10 円	×	×

- * ○印の証明は、代理人 (本人及び同一世帯の親族以外) の場合、本人からの委任状・代理人選任届等が必要です。(×印は、どなたでも申請できます。)
- * 固定名寄帳・図面をコピーする場合は、閲覧料がかかります。
- * 税務証明についての詳細や不明な点は、税務課までお問い合わせください。

税証明書を請求される皆様へ

羽生市では、本人になりすまして不正な目的で証明の申請を行うことを防止し、納税義務者の皆様の個人情報保護を図るため、市税に関する証明書請求時に申請者の方の「本人確認」を行っております。郵送による申請の場合も、窓口と同様に「本人確認」を行っております。

趣旨をご理解の上、ご協力をお願いいたします。

1 対象となる証明

軽自動車税納税証明書（継続検査用）・住宅用家屋証明を除くすべての証明

2 提示していただく本人確認書類

運転免許証、マイナンバーカード、マイナ免許証、旅券（パスポート）、住民基本台帳カード（顔写真付き）、健康保険証、身体障害者手帳等の公的機関が発行した書類

※有効期限のある書類は、有効期限内のものに限ります。

3 本人確認方法

申請者 （※1・2）	必 要 な 書 類
本人	・本人確認書類(原本)
代理人	・本人確認書類(原本) ・委任状、代理人選任届など、代理人であることを証する書類(原本)
法人の代表者	・本人確認書類(原本) ・法人代表者であることの確認書類（※3）、又は、代表者印が押印された申請書
法人の従業員	・本人確認書類(原本) ・従業員であることの確認書類(原本)（※4） ・代表者印の押印された申請書

※1 法令等に基づく正当な理由を有する方(借地・借家人など)は、上記のほか、賃貸借契約書、訴状等の写しが必要です。

※2 申請人が相続人の場合、相続関係が確認できる書類(戸籍等)が必要です。

※3 法人代表者であることの確認書類：代表者事項証明書・法人の登記事項証明書の写し等

※4 従業員であることの確認書類：従業員証・社員証等

- ◆ 本人確認書類等の提示又は提出があった場合でも、必要と判断した場合は、口頭による質問や電話確認をさせていただきます。

4 郵送による申請の場合

【必要なもの】

- ・申請書（郵送用）
- ・手数料（郵便定額小為替）
- ・返信用封筒（切手貼付、宛先を記入したもの）
- ・本人確認書類（送付先住所が確認できるもの）の写し
- ・委任状等（本人以外の申請の場合）

⇒ 上記の3 本人確認方法にある「必要な書類」と同様のものが必要です。

- ◆ 本人確認書類等の添付がない場合、証明書等は転送不要郵便にて送付させていただきます。

〈お問い合わせ先〉
埼玉県羽生市東6丁目15番地
羽生市 税務課市民税係
電話 048-561-1121（代）

M E M O